

八幡市営繕工事における週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、八幡市が発注する建設工事において週休2日制工事を実施するにあたり、営繕工事（公共建築工事積算基準により積算する工事をいう。以下、「工事」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所又は現場休息（以下、「現場閉所等」という。）を行う日に指定し、2日以上現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 週休2日制工事 この要領に基づき、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日又は通期の週休2日（以下、「週休2日等」という。）に取り組む工事をいう。
- (5) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。
- (6) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (7) 現場休息 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合（以下、「分離発注工事」という。）に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 現場閉所率（現場休息率） 対象期間内の現場閉所等の日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日、猛暑による作業不能日、災害応急対応等、異常気象時等における安全パトロール、現場見学会等についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 次の各号に該当する工事を除き、全ての工事を対象とする。

- (1) 通年維持工事

- (2) 災害復旧工事や緊急対応工事等早期の完成が必要と判断する工事
- (3) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断する工事
(発注手続)

第4条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、入札公告、指名通知又は現場説明書等に週休2日制工事の対象工事であることを明示するものとする。

- 2 発注者は、週休2日制工事の実現にあたり、適切な工期の設定及び第8条に定める経費の補正を行うものとする。

(週休2日の達成基準)

第5条 週休2日の達成基準は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週ごとに現場閉所等の日数が2日以上の水準に達していること。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っていれば、達成しているとみなす。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている等、現場閉所等の日を土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により、当該土曜日又は日曜日に代わる同一週内の曜日を、現場閉所等を行う日として指定するものとする。
- (2) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率又は現場休息率（以下、「現場閉所等の率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していること。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っていれば、達成しているとみなす。
- (3) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所等の率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していること。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事の実施にあたり、受注者は、週休2日等を反映した工程を計画し、現場閉所等の日が確認できるよう施工計画書に記載したうえで工事着手日までに監督職員に提出する。この場合において、対象期間の設定及び取組む週休2日の基準については、受発注者間の協議により決定するものとする。

- 2 受注者は、予定していた現場閉所等の日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡するものとする。なお、天候不良等やむを得ない事情により急遽現場閉所等をした場合は、この限りでない。
- 3 分離発注工事においては、全ての工事で同一の週休2日の基準に取り組むものとし、各工事の受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息日を調整するものとする。
- 4 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所等の前日等、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等は行わない。
- 5 受注者は、週休2日等の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供

するとともに、協力を求めるものとする。

（現場閉所等の確認）

第7条 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所等の日数が確認できる資料及び現場閉所等の率を記載した工事打合簿を監督職員に提出するものとする。

2 前項の資料は任意様式とし、実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等とする。

3 監督職員は、提示された資料により現場閉所等の日数を確認する。なお、日数の確認は、工事毎に行うものとし、受注者の作業員や下請業者が現場閉所等の日に他の現場に従事することを制限しない。

4 現場閉所等の日数が確認できる資料もしくは現場閉所等の率を記載した工事打合簿と実際の現場に相違があった場合、発注者は、当該工事における週休2日等の取組を取り止めることが出来るものとし、その場合、経費の補正は行わないものとする。

（経費の補正）

第8条 経費の補正は、対象期間中の現場閉所等の状況に応じ、京都府の営繕工事における週休2日促進工事实施要領に規定する補正係数を準用した補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

2 週休2日制工事の実施においては、第5条第1項第1号に規定する完全週休2日（土日）の達成を前提に、前項に規定する完全週休2日（土日）適用工事の補正係数により労務費及び現場管理費を補正し、当初設計で計上する。なお、前条第3項による確認後、当該基準に満たない場合は、補正係数を前項に規定する月単位の週休2日適用工事のものに変更し、第5条第1項第2号に規定する基準に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額して変更契約する。

（成績評定）

第9条 週休2日等を確保したと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。なお、週休2日等を確保したと認められない場合においても、減点を行わない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月9日から施行し、令和6年7月9日以降に積算する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月17日に施行し、令和7年6月10日以降に積算する工事から適用する。